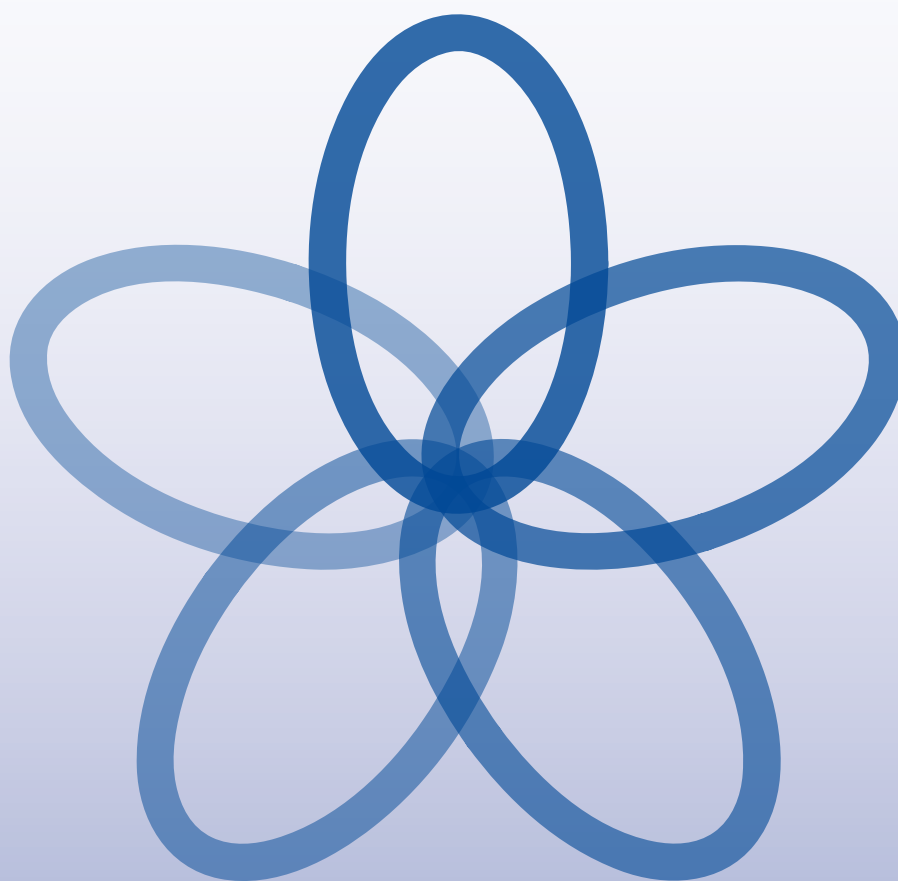


第7次函館市高齢者保健福祉計画
第6期函館市介護保険事業計画
(平成27年度～平成29年度)



函 館 市

3 生活支援・介護予防サービスの推進

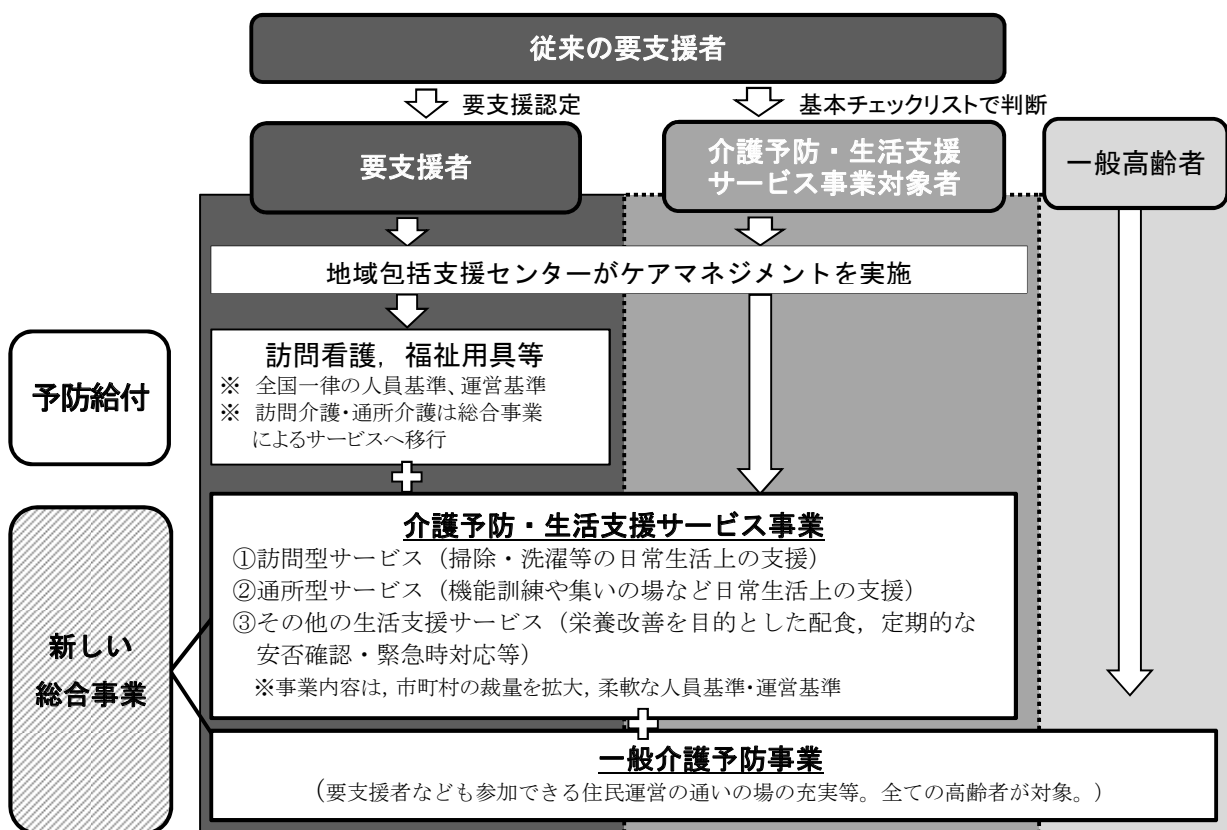
(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

平成26年の介護保険法の改正では、要支援者を対象とした訪問介護と通所介護を、市町村が地域の実情に応じて取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを総合的に提供する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）として、平成29年4月までにすべての市町村で取り組むこととされています。

新しい総合事業は、要支援者等に必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、一般高齢者を含めたすべての高齢者に対して住民運営の通いの場の充実等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。

<国における新しい総合事業のイメージ>



ア 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者が地域で生きがいを持って生活を継続するには、医療・介護サービスの提供のみならず、見守りや安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除など、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が求められており、本市では、社会福祉協議会が設置する在宅福祉委員会により安否確認や家事援助などの支援サービスが提供されていますが、今後は、こうした地域団体をはじめ、NPOやボランティアなどの多様な事業主体と連携しながら、多様な生活支援サービスを提供する体制を整備することが求められており、介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスのほか、新たな担い手による訪問型と通所型の多様な生活支援サービスと、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時対応等のサービスの提供をめざします。

なお、介護予防・生活支援サービス事業は、以下の生活支援コーディネーターや協議会での検討を踏まえ、平成29年4月から実施します。

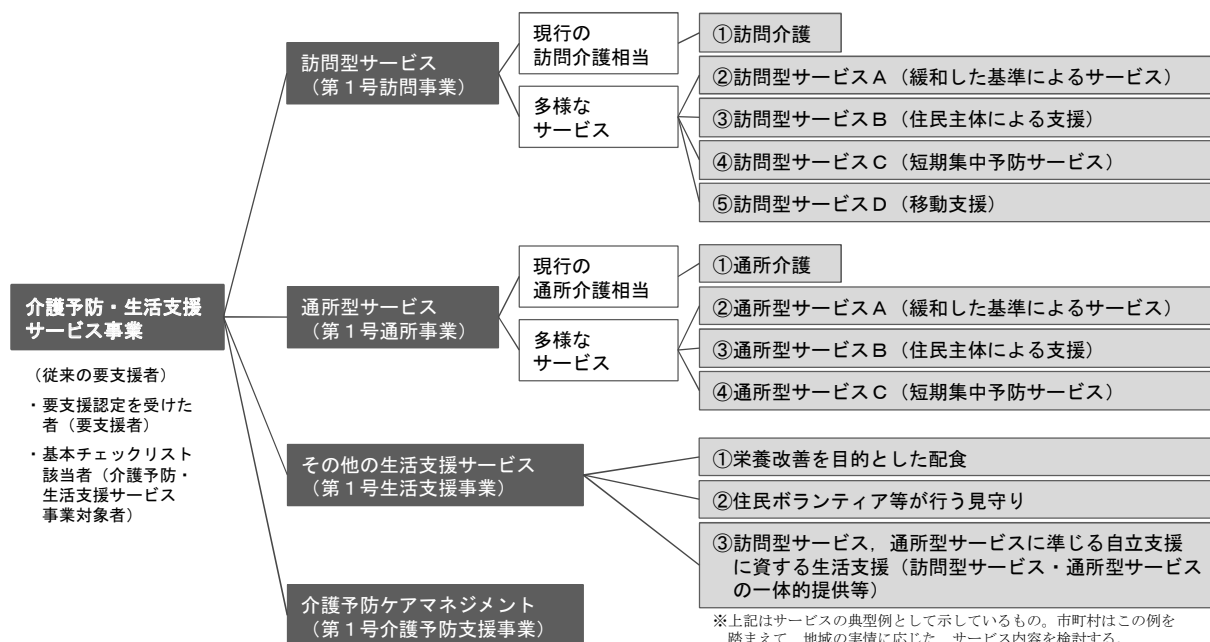
○ 生活支援コーディネーターの配置【新規】

生活支援の担い手の養成やサービスの開発、ニーズと取組みのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを配置します。

○ (仮称) 函館市介護予防・生活支援サービス事業推進協議会の設置【新規】

多様な関係者のネットワーク化を図り、介護予防・生活支援サービスの基盤整備に取り組み、生活支援コーディネーターが地域において円滑に機能を果たすことができるよう、(仮称) 函館市介護予防・生活支援サービス事業推進協議会を設置します。

＜国における介護予防・生活支援サービス事業のイメージ＞



イ 一般介護予防事業

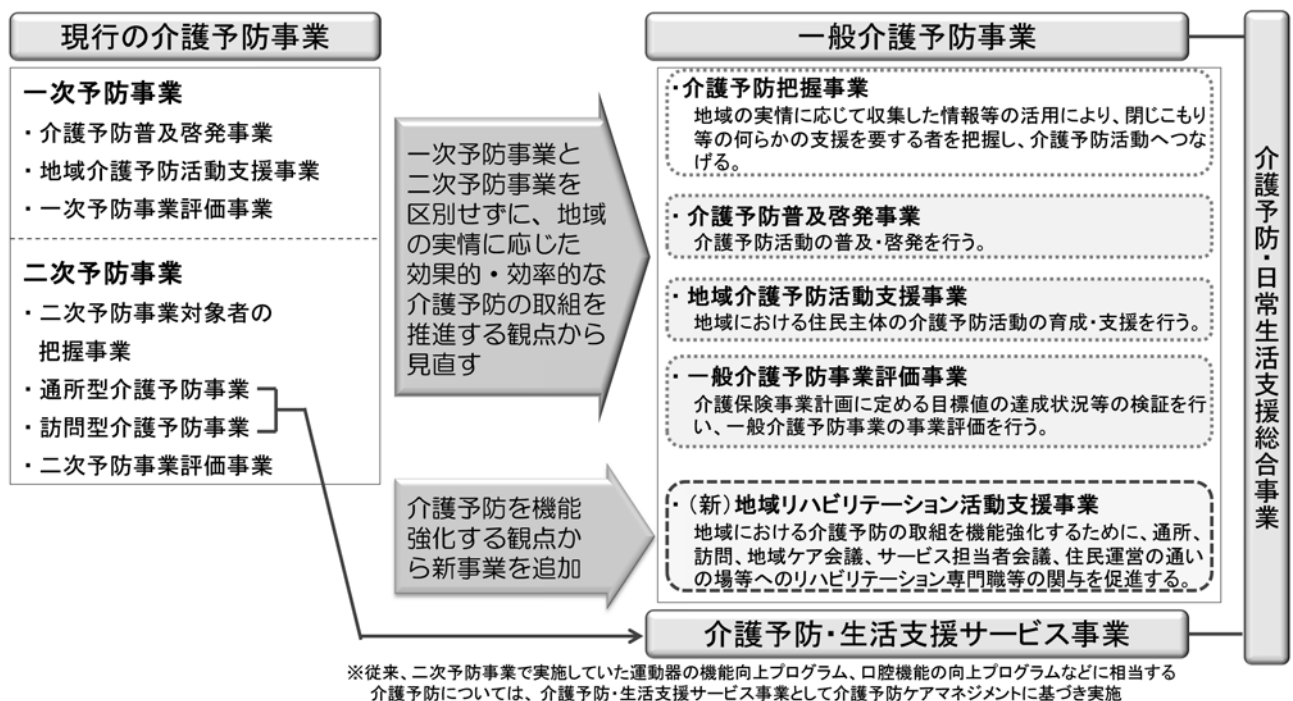
介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもので、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけをめざすものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、生活の質の向上をめざすものですが、これまでの介護予防は、機能回復訓練に偏りがちでありました。

これからの介護予防は、地域のなかに生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への対応も含めた、バランスのとれたアプローチが重要となっていることから、今後は、一次予防事業[◆]と二次予防事業[★]を区別せずに、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業として再構築し、より効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。

また、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組みや、住民が主体となって行う介護予防活動の展開と、参加者や通いの場の拡大について検討します。

なお、一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業の実施に合わせ、平成29年4月から実施します。

<国における介護予防事業の見直しのイメージ>



◆ 一次予防事業：主として活動的な高齢者を対象とした事業

★ 二次予防事業：要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象とした事業